

長野県地域防災計画

風水害対策編

平成 30 年度修正（案）
（平成 31 年 1 月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(オ) <u>被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</u></p> <p>(ク) <u>指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために</u>必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p>	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(オ) <u>被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</u></p> <p>(ク) <u>被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために</u>必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考						
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="178 493 1246 871"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(16) 中部地方環境事務所</td> <td> <u>ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> <u>イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>(17) 関東地方測量部</td> <td> <u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(16) 中部地方環境事務所	<u>ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> <u>イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。</u>	(17) 関東地方測量部	<u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u>	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p style="color: red;">-(新設)-</p> <p style="color: red;">-(新設)-</p>	<p>防災基本計画において、以下の記載があり、地域単位における対応の要となるのが地方環境事務所（指定地方行政機関）であるため、新たに記載を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。」等の有害物質に関する記載。 ・「国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。」等の災害廃棄物に関する記載。
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱							
(16) 中部地方環境事務所	<u>ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> <u>イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。</u>							
(17) 関東地方測量部	<u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u>							

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p><u>(カ) 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>c 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(c) 河川、下水道について築堤、<u>河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等</u>の建設等の推進</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施</u></p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地</p>	<p>第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>c 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(c) 河川、下水道について築堤、<u>河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等</u>の建設等の推進</p> <p>(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

<p>すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p><u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>(工) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p><u>f 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(c) 河川、下水道について築堤、<u>河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進</u></p> <p><u>(j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p> <p><u>(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</u></p> <p><u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p>	<p>すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>(工) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(c) 河川、下水道について築堤、<u>河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進</u></p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p><u>(m) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</u></p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p>	
--	--	--

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p><u>カ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p><u>(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</u></p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 活動体制計画 第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題 災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、<u>LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備</u>の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>第4節 活動体制計画 第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題 災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>一般社団法人長野県LPガス協会からの意見を踏まえLPガス等について明記</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p><u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整えるものとする。(危機管理部)</p>	<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えるものとする。(危機管理部)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、<u>長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。</u>また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。<u>さらには</u>日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制</u>の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄<u>するとともに、</u>(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。<u>また、</u>日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリ運用体制</u>の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>平成30年3月に締結した長野県医薬品卸協同組合及び野県医療機器販売業協会との協定について記載</p> <p>s</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成29年4月1日現在</u>の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員2,463人、消防団員数34,830人である。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>a <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>b <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>a <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。</p> <p>b <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、</u>作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成27年4月1日現在</u>の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員2,462人、消防団員数35,311人である。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし</u>、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

<p>(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>a <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>a <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>避難場所から指定避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p>- (削除) -</p> <p>イ【要配慮者利用施設が実施する計画】</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計</p>	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>緊急避難場所から避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。</p> <p><u>また市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【要配慮者利用施設が実施する計画】</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>第2章第11節と記載が被るため削除</p>

<p>画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。</p>	<p>画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 各市町村は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。(資料編参照)</p> <p>このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。</p>	<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 各市町村は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。(資料編参照)</p> <p>このヘリポートは、避難所(場所)と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。</p>	<p>道路法の改正及び国土交通省防災業務計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の修正にあわせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、<u>携帯電話用モバイルバッテリー</u>等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>カ【企業等において実施する計画】</p> <p>(ア) 帰宅困難者対策</p> <p>a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。</p> <p><u>b 空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>カ【企業等において実施する計画】</p> <p>帰宅困難者対策</p> <p>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>北海道胆振東部地震の教訓</p> <p>北海道胆振東部地震や台風第21号災害の教訓を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="320 447 997 541"> <tr> <td>方式別</td> <td>平成 29 年度末市町村数</td> </tr> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>68（88.3%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>64（83.1%）</td> </tr> </table> <p>複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で平成30年4月1日現在94.0%の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p>	方式別	平成 29 年度末市町村数	同報系（一斉通報）	68（88.3%）	移動系（移動局）	64（83.1%）	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="1522 447 2199 541"> <tr> <td>方式別</td> <td>平成 28 年度末市町村数</td> </tr> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>67（87.0%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>64（83.1%）</td> </tr> </table> <p>複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で平成27年4月1日現在92.5%の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p>	方式別	平成 28 年度末市町村数	同報系（一斉通報）	67（87.0%）	移動系（移動局）	64（83.1%）	<p>平成 29 年度データ更新による修正。</p>
方式別	平成 29 年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	68（88.3%）													
移動系（移動局）	64（83.1%）													
方式別	平成 28 年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	67（87.0%）													
移動系（移動局）	64（83.1%）													

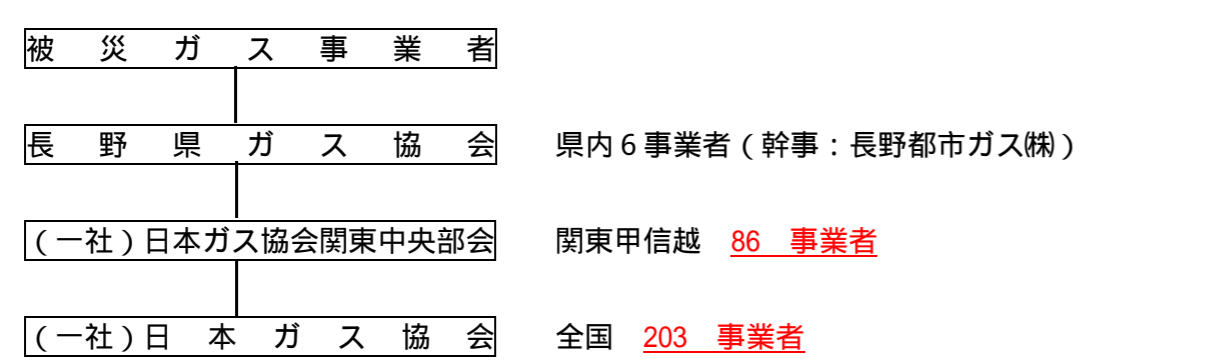
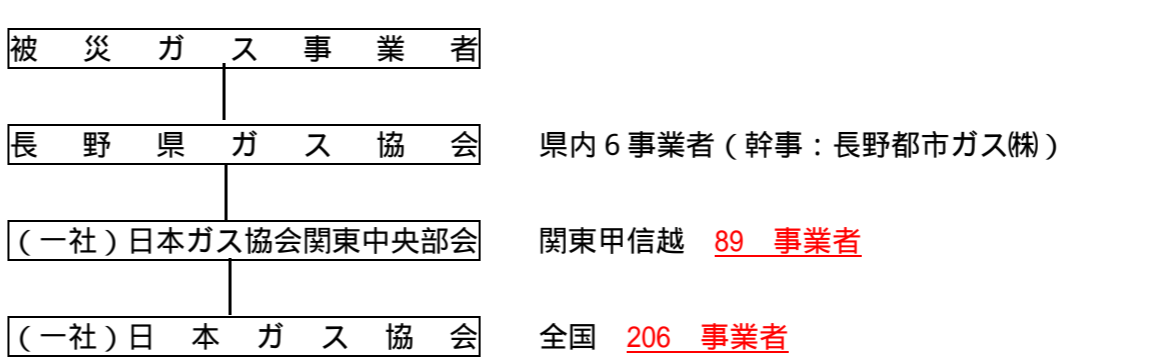
新	旧	修正理由・備考
<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u></p>	<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成30年3月31日</u>現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、2,813箇所(976,457^m)の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、275箇所である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成30年4月1日</u>現在、県下の水道事業者(公営)には、給水車<u>49</u>台、給水タンク<u>347</u>個、ポリタンク等<u>3,137</u>個、ろ過器<u>39</u>器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援(県水道協議会策定)が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	<p>第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成29年3月31日</u>現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、2,813箇所(976,457^m)の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、275箇所である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成29年4月1日</u>現在、県下の水道事業者(公営)には、給水車<u>46</u>台、給水タンク<u>338</u>個、ポリタンク等<u>3,418</u>個、ろ過器<u>36</u>器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援(県水道協議会策定)が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第16節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。</p>	<p>第16節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス保安協会に依頼する。</p>	<p>正式名称に修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めると共に、</u>応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p>	<p>第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立し、</u>応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p>	<p>北海道胆振東部地震の課題を踏まえての修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>製造施設及び供給施設は、ガス事業法、<u>高圧ガス保安法</u>、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。</p> <p>また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。</p> <p>導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進する。</p> <p>需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進する。</p> <p>情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【都市ガス事業者が実施する計画】</p> <p>(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応が出来ない場合、継のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。</p> <p>a. (一社)日本ガス協会 「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要領</u>」</p> <p>b. (一社)日本ガス協会関東中央部会 「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要領</u>」 「<u>帝石パイプライン事故対策要綱</u>」</p> <p><u>-(削除)-</u></p>	<p>第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 現状及び課題</p> <p>製造施設及び供給施設は、ガス事業法、<u>高圧ガス取締法</u>、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。</p> <p>また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。</p> <p>導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進する。</p> <p><u>さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。</u></p> <p>需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進する。</p> <p>情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【都市ガス事業者が実施する計画】</p> <p>(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応が出来ない場合、継のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。</p> <p>a. (一社)日本ガス協会 「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u>」</p> <p>b. (一社)日本ガス協会関東中央部会 「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u>」 「<u>帝石パイプライン事故対策要綱</u>」</p> <p><u>c. 長野県ガス協会</u> 「<u>会員相互の保安の確保の為に相互援助協定書</u>」</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>ガス協会として研究は不要なため削除</p> <p>削除 a.b.に織り込まれていることから不要のため</p>

<p>都市ガス事業者応援系統図</p>  <p>被災ガス事業者</p> <p>長野県ガス協会 県内6事業者(幹事:長野都市ガス株)</p> <p>(一社)日本ガス協会関東中央部会 関東甲信越 <u>86</u> 事業者</p> <p>(一社)日本ガス協会 全国 <u>203</u> 事業者</p>	<p>都市ガス事業者応援系統図</p>  <p>被災ガス事業者</p> <p>長野県ガス協会 県内6事業者(幹事:長野都市ガス株)</p> <p>(一社)日本ガス協会関東中央部会 関東甲信越 <u>89</u> 事業者</p> <p>(一社)日本ガス協会 全国 <u>206</u> 事業者</p>	<p>事業者数の変更</p>
---	--	----------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。</p>	<p>第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時維持修繕協定を締結することが必要である。</p>	<p>維持修繕以外に調査等の支援が必要となるが、現行の表現は、協定名と勘違いする場合が考えられるため。</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>平成29年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="305 510 982 604"> <tr> <td>方式別</td> <td><u>平成29年度末市町村数</u></td> </tr> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td><u>68（88.3%）</u></td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>64（83.1%）</u></td> </tr> </table> <p>複数種類を整備している市町村は、複数計上</p>	方式別	<u>平成29年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>68（88.3%）</u>	移動系（移動局）	<u>64（83.1%）</u>	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>平成25年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1507 510 2184 604"> <tr> <td>方式別</td> <td><u>平成28年度末市町村数</u></td> </tr> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td><u>67（87.0%）</u></td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>68（88.3%）</u></td> </tr> </table> <p>複数種類を整備している市町村は、複数計上</p>	方式別	<u>平成28年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>67（87.0%）</u>	移動系（移動局）	<u>68（88.3%）</u>	<p>時点修正（以下同じ）</p>
方式別	<u>平成29年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>68（88.3%）</u>													
移動系（移動局）	<u>64（83.1%）</u>													
方式別	<u>平成28年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>67（87.0%）</u>													
移動系（移動局）	<u>68（88.3%）</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p>第2.2節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(8) 【北陸信越運輸局】</p> <p><u>ア</u> 鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。</p> <p><u>イ</u> 鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。</p> <p><u>ウ</u> 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。</p> <p><u>エ</u> 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。</p> <p><u>オ</u> 関係機関との連携を図るものとする。</p>	<p>第2.2節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(8) 【北陸信越運輸局】</p> <p><u>-(新規)-</u></p> <p><u>-(新規)-</u></p> <p><u>ア</u> 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。</p> <p><u>イ</u> 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。</p> <p><u>ウ</u> 関係機関との連携を図るものとする。</p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。<u>平成30年4月1日</u>現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所(建設部所管1,241箇所、林務部所管<u>412箇所</u>、農政部所管320箇所)である。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成30年4月1日現在</u>、山腹崩壊危険地区<u>3,710箇所</u>、崩壊土砂流出危険地区<u>4,623箇所</u>である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。</p> <p>また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。</p> <p>これらの情報をもとに、<u>市町村との連携も図りつつ</u>対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p>	<p>第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。<u>平成29年4月1日</u>現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所(建設部所管1,241箇所、林務部所管<u>414箇所</u>、農政部所管320箇所)である。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成29年4月1日現在</u>、山腹崩壊危険地区<u>3,715箇所</u>、崩壊土砂流出危険地区<u>4,610箇所</u>である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。</p> <p>また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。</p> <p>これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>森林税の活用を市町村と連携して行うため追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(工) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</u></p>	<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(新設)-</u></p>	<p>記載をより適当な表現に修正</p> <p>上記基本方針に対応した実施計画の記載 道路法の改正及び国土交通省防災業務計画の修正に伴う変更</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</u></p> <p><u>(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。</u></p>	<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施する。</u></p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施するものとする。</u></p>	<p>・県が安全パトロールを直接行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正</p> <p>・森林税の活用について言及するため追加。</p> <p>・市町村が安全パトロールを全ての施設で行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ【企業等が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p>	<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ【企業等が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ウ 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針，一般廃棄物（<u>指定避難所のごみ</u>や仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制，周辺の地方公共団体との連携・協力等について，災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ウ 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう，災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針，一般廃棄物（<u>避難所ごみ</u>や仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制，周辺の地方公共団体との連携・協力等について，災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における平成30年4月1日現在の組織数は3,731であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は94.0%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は95.9%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p> <p>3 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(7) 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図る。</p> <p>(1) 防災出前講座により、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市町村防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。</p> <p>(9) 自主防災組織における女性等の参画について現状把握に努めると共に、障がい</p>	<p>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における平成28年4月1日現在の組織数は3,687であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は92.5%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は92.6%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p> <p>3 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層や女性の組織への参加など多様な主体が参画した組織づくりが求められている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図る。</p> <p>また、防災出前講座を拡充し、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市町村防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。</p>	<p>時点更新</p> <p>自主防災組織における意思決定機関への女性の参画が進んでいない現状を踏まえ、男女共同参画や多様な主体が参画した組織づくり推進するため、記載を具体化し、県や市町村の取組むべき内容を明確化（以下同じ。）</p>

者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう市町村へ助言を行う。
また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。
- (イ) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。
- (ウ) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。
また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。
- また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、</u>災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【企業が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p><u>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【企業が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>社屋内外の耐震化・安全化を推進し、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、<u>事業所の耐震化、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>震災対策編に移動</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>耐震化については震災対策編に移動</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、<u>中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）</u>と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="166 279 715 310">第38節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p data-bbox="166 369 359 401">第1 基本方針</p> <p data-bbox="166 411 1270 489"><u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。</p>	<p data-bbox="1368 279 1917 310">第38節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p data-bbox="1368 369 1561 401">第1 基本方針</p> <p data-bbox="1368 411 2472 489">災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。</p>	<p data-bbox="2534 411 2754 489">国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(3)【市町村が実施する計画】</p> <p>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。</p> <p>(4)【関係機関が実施する計画】</p> <p>イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。</p>	<p>第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(3)【市町村が実施する計画】</p> <p>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。</p> <p>(4)【関係機関が実施する計画】</p> <p>イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p>	<p>北海道胆振東部地震を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応</p> <p>(ア)【県が実施する対策】</p> <p>a 勤務時間内における取扱い</p> <p>(a) 連絡及び通知系統</p> <p>長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報(解除を含む、以下同様)等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(サ) 市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報基準</p> <p>(2) 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(平成30年10月1日現在)</p> <p>【時点修正につき表略】</p> <p>(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧(平成30年10月18日現在)</p> <p>【時点修正につき表略】</p>	<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応</p> <p>(ア)【県が実施する対策】</p> <p>a 勤務時間内における取扱い</p> <p>(a) 連絡及び通知系統</p> <p>長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報基準</p> <p>(2) 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(平成30年3月8日)</p> <p>【時点修正につき表略】</p> <p>(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧(平成29年10月20日現在)</p> <p>【時点修正につき表略】</p>	<p>パブリックコメントを踏まえ、解除の伝達について明示</p> <p>国の防災基本計画の修正に基づく修正</p> <p>一覧表が更新されたため表を入れ替え。</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

警報・注意報発表基準一覧表

(平成30年12月18日現在)

発表内容	長野地方気象台										
	北部			中部				南部			
発表内容	長野地域	中野奥山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地域
大雨	区域内の河川計で別表1の基準に到達することが予想される場合										
洪水	区域内の河川計で別表2の基準に到達することが予想される場合										
暴風 (平均風速)	17m/s										
暴風雨 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
大雪	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	雪平野辺 12時間降雪の深さ 25cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
高浪 (有義波高)											
高潮	区域内の河川計で別表3の基準に到達することが予想される場合										
大雨	区域内の河川計で別表4の基準に到達することが予想される場合										
洪水	区域内の河川計で別表4の基準に到達することが予想される場合										
暴風 (平均風速)	13m/s										
暴風雨 (平均風速)	13m/s 雪を伴う										
大雪	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	雪平野辺 12時間降雪の深さ 15cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
高浪 (有義波高)											
高潮	基準値より超過が予想される場合										
雷	1. 積雪状態の日平均気温が10℃以上 2. 積雪状態の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
濃霧 (日中)	100m										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^a			最小湿度20%で実効湿度55% ^a				最小湿度20%で実効湿度55% ^a			
なだれ	1. 表層が雪：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層が雪：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高く、または日降水量が15mm以上										
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-10℃以下			夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-10℃以下(高冷地で-21℃以下)				夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-10℃以下(高冷地で-21℃以下)			
霧	早霧・夜霧時-最低気温2℃以下										
霜水	著しい霜水が予想される場合										
着雪	著しい着雪が予想される場合										
日傘が河川計で別表5(1)の基準に到達	100mm										

警報・注意報発表基準一覧表

(平成29年11月1日現在)

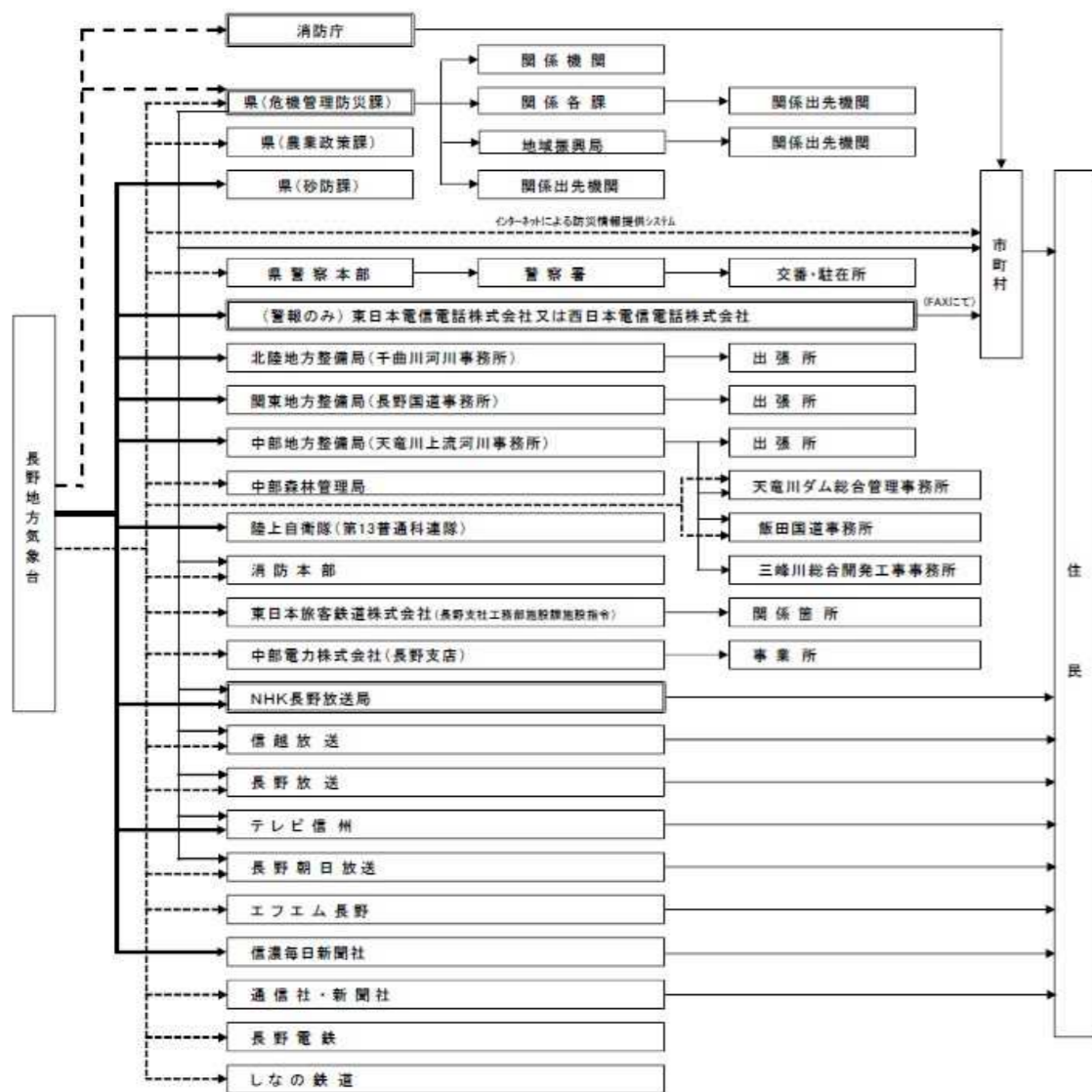
発表内容	長野地方気象台										
	北部			中部				南部			
発表内容	長野地域	中野奥山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地域
大雨	区域内の河川計で別表1の基準に到達することが予想される場合										
洪水	区域内の河川計で別表2の基準に到達することが予想される場合										
暴風 (平均風速)	17m/s										
暴風雨 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	雪平野辺 12時間降雪の深さ 25cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
高浪 (有義波高)											
高潮	区域内の河川計で別表3の基準に到達することが予想される場合										
大雨	区域内の河川計で別表4の基準に到達することが予想される場合										
洪水	区域内の河川計で別表4の基準に到達することが予想される場合										
暴風 (平均風速)	13m/s										
暴風雨 (平均風速)	13m/s 雪を伴う										
大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	雪平野辺 12時間降雪の深さ 15cm、雪平野辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
高浪 (有義波高)											
高潮	基準値より超過が予想される場合										
雷	1. 積雪状態の日平均気温が10℃以上 2. 積雪状態の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
濃霧 (日中)	100m										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^a			最小湿度20%で実効湿度55% ^a				最小湿度20%で実効湿度55% ^a			
なだれ	1. 表層が雪：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層が雪：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高く、または日降水量が15mm以上										
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-10℃以下			夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-10℃以下(高冷地で-21℃以下)				夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-10℃以下(高冷地で-21℃以下)			
霧	早霧・夜霧時-最低気温2℃以下										
霜水	著しい霜水が予想される場合										
着雪	著しい着雪が予想される場合										
日傘が河川計で別表5(1)の基準に到達	100mm										

一覧表が更新されたのと、文字が一部潰れていたので表を入れ替え。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



別表2 洪水警報基準 (平成30年12月18日現在)

【時点修正につき表略】

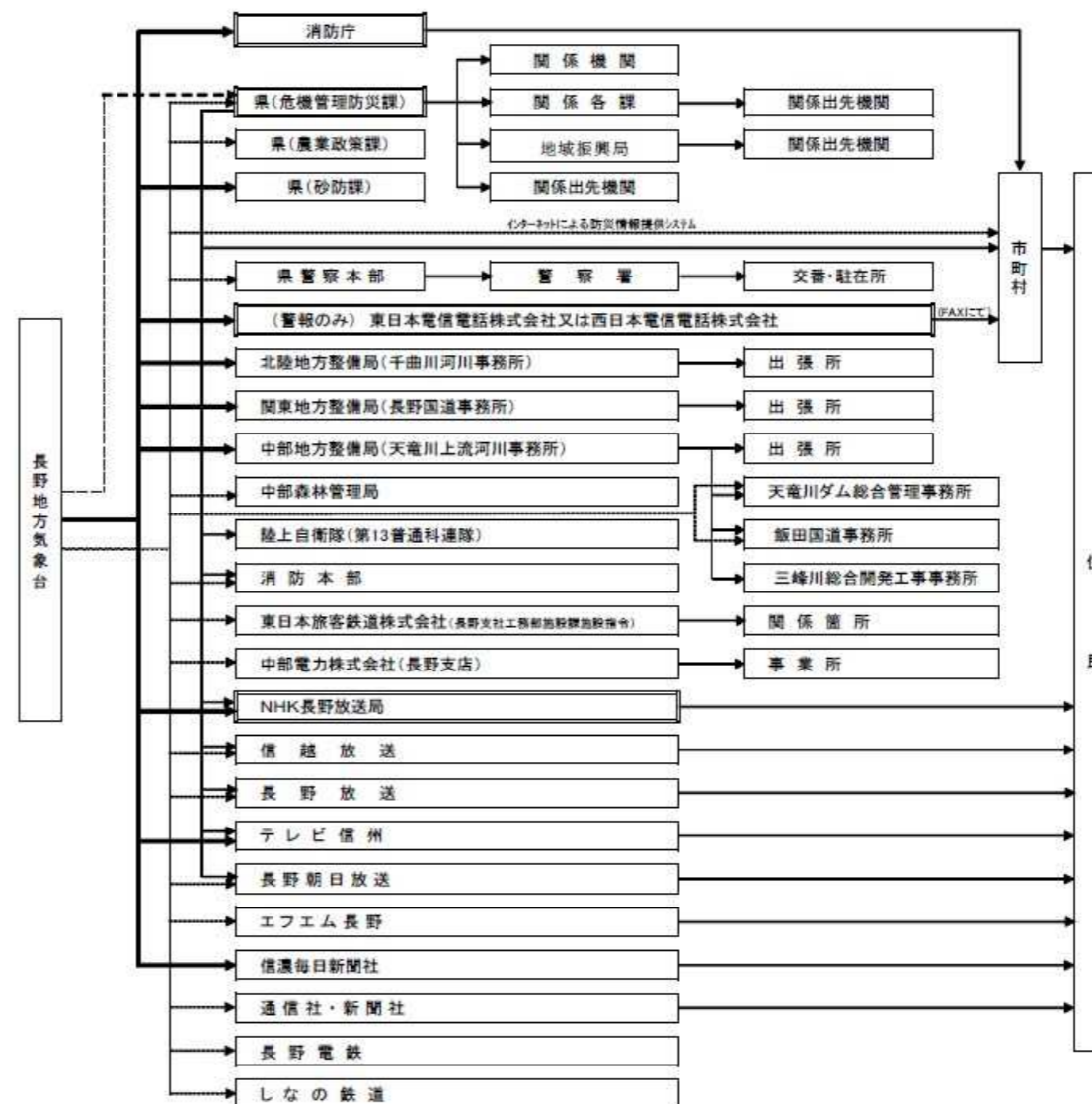
別表4 洪水注意報基準 (平成30年12月18日現在)

【時点修正につき表略】

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



別表2 洪水警報基準 (平成29年11月1日)

【時点修正につき表略】

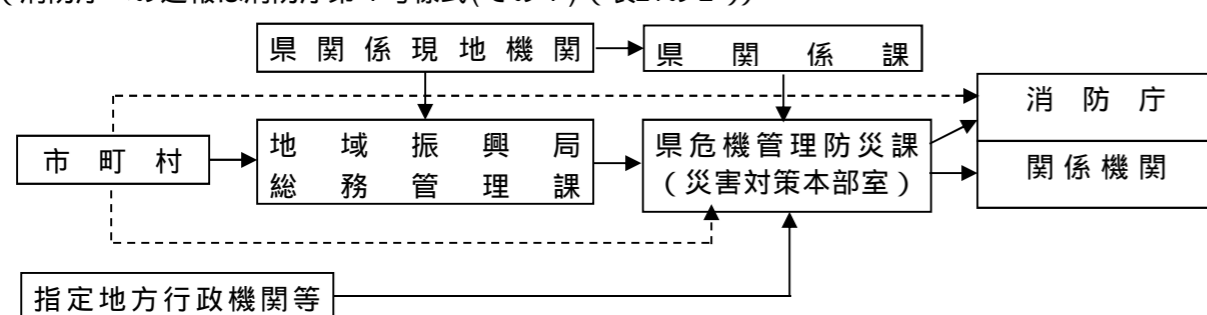
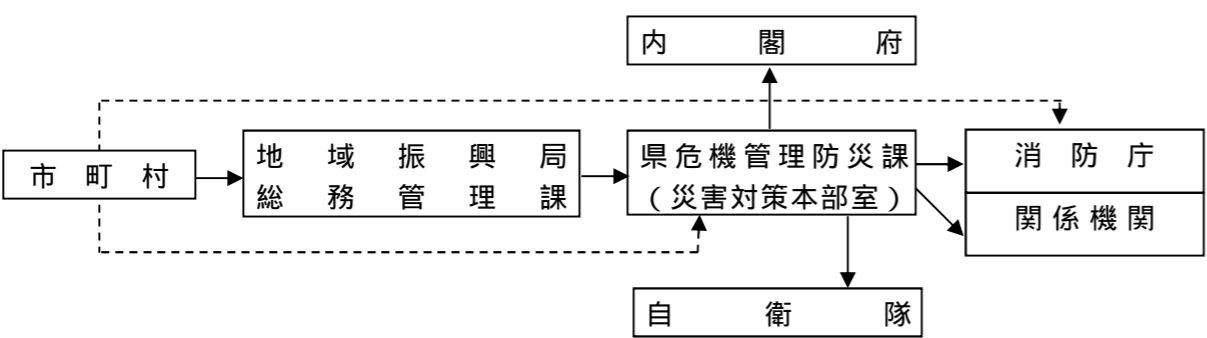
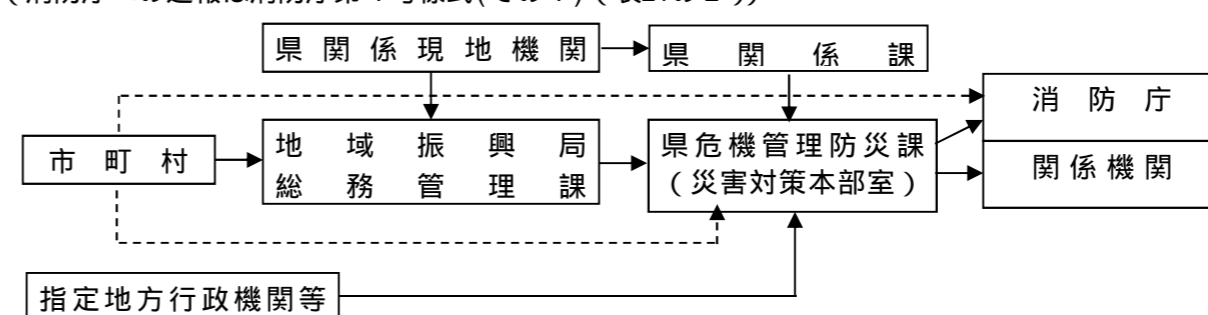
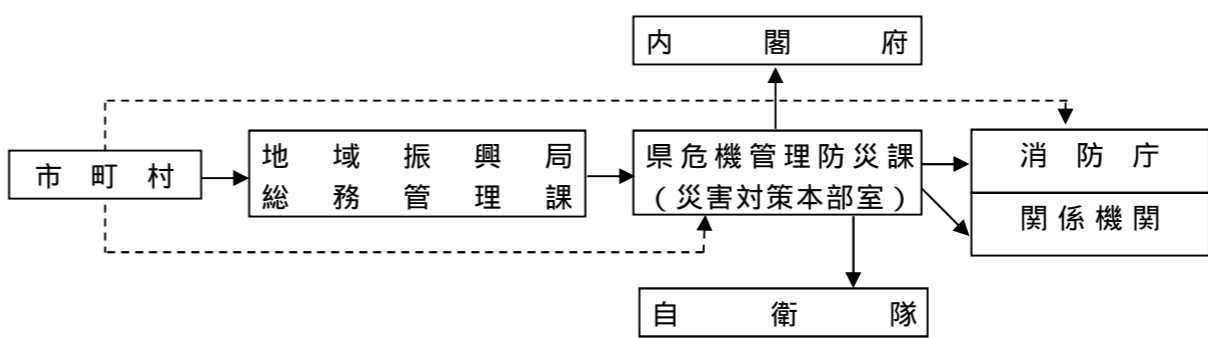
別表4 洪水注意報基準 (平成30年5月30日現在)

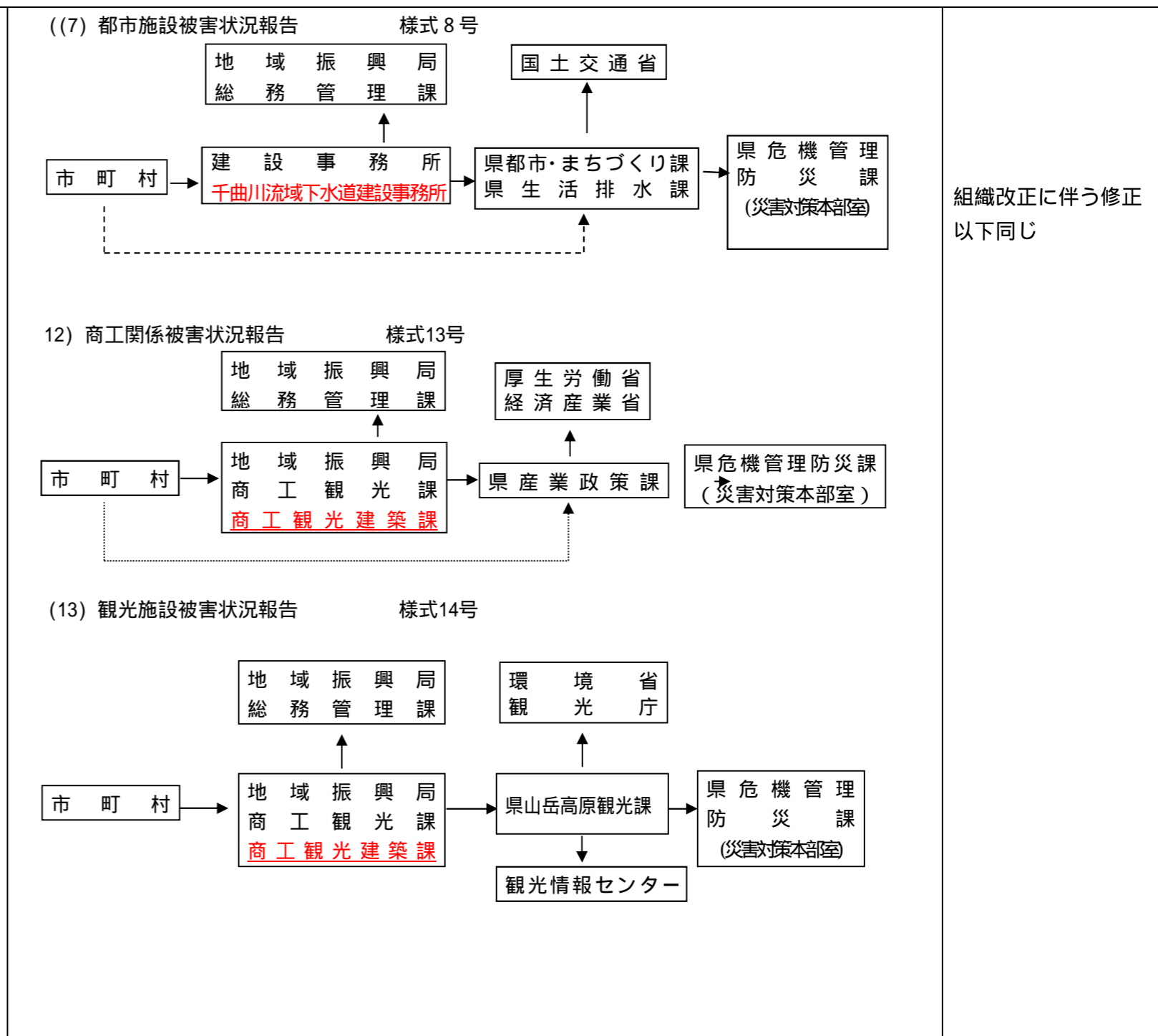
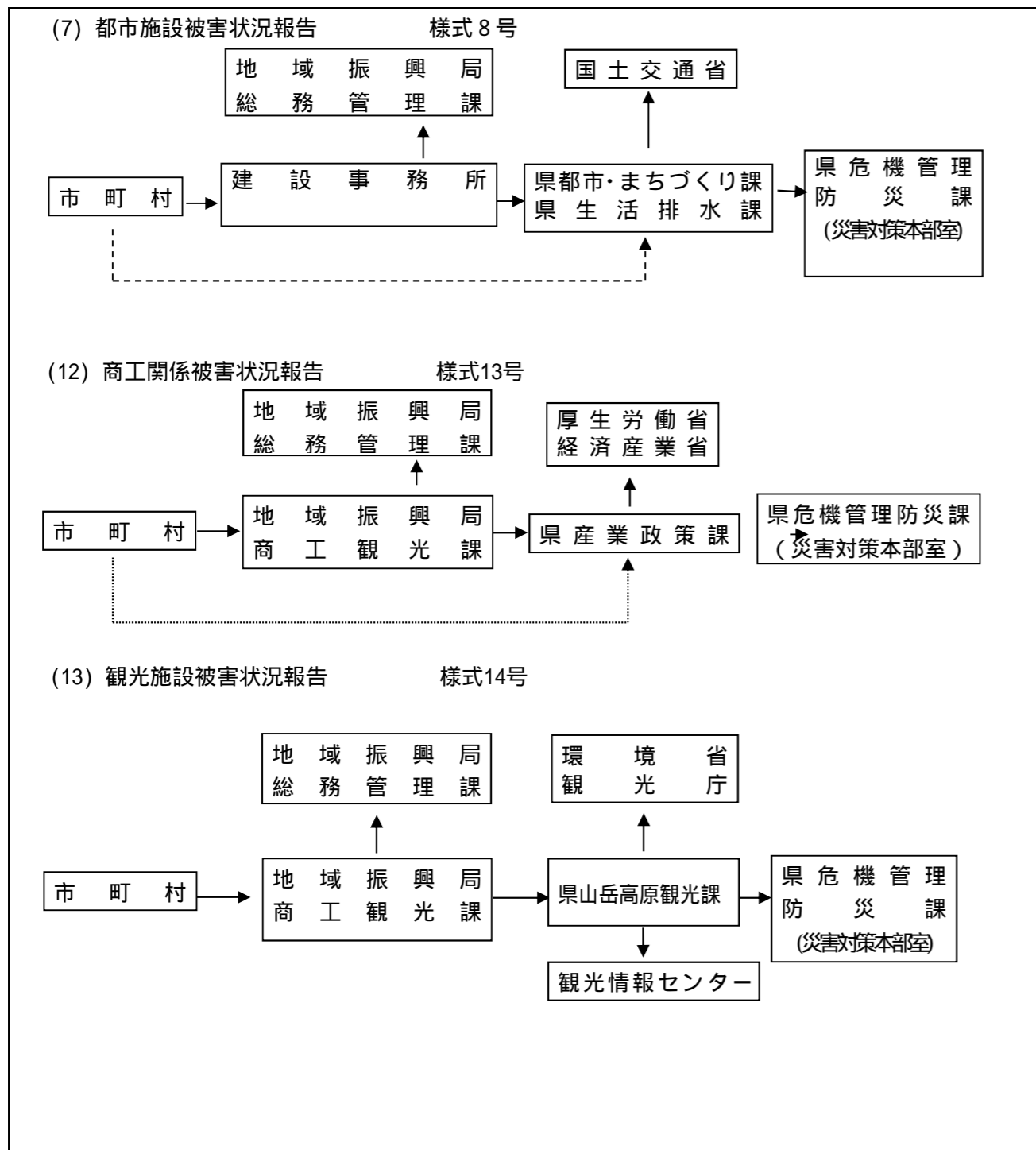
【時点修正につき表略】

系統図に修正部分があるため、図を入れ替え

時点修正

時点修正

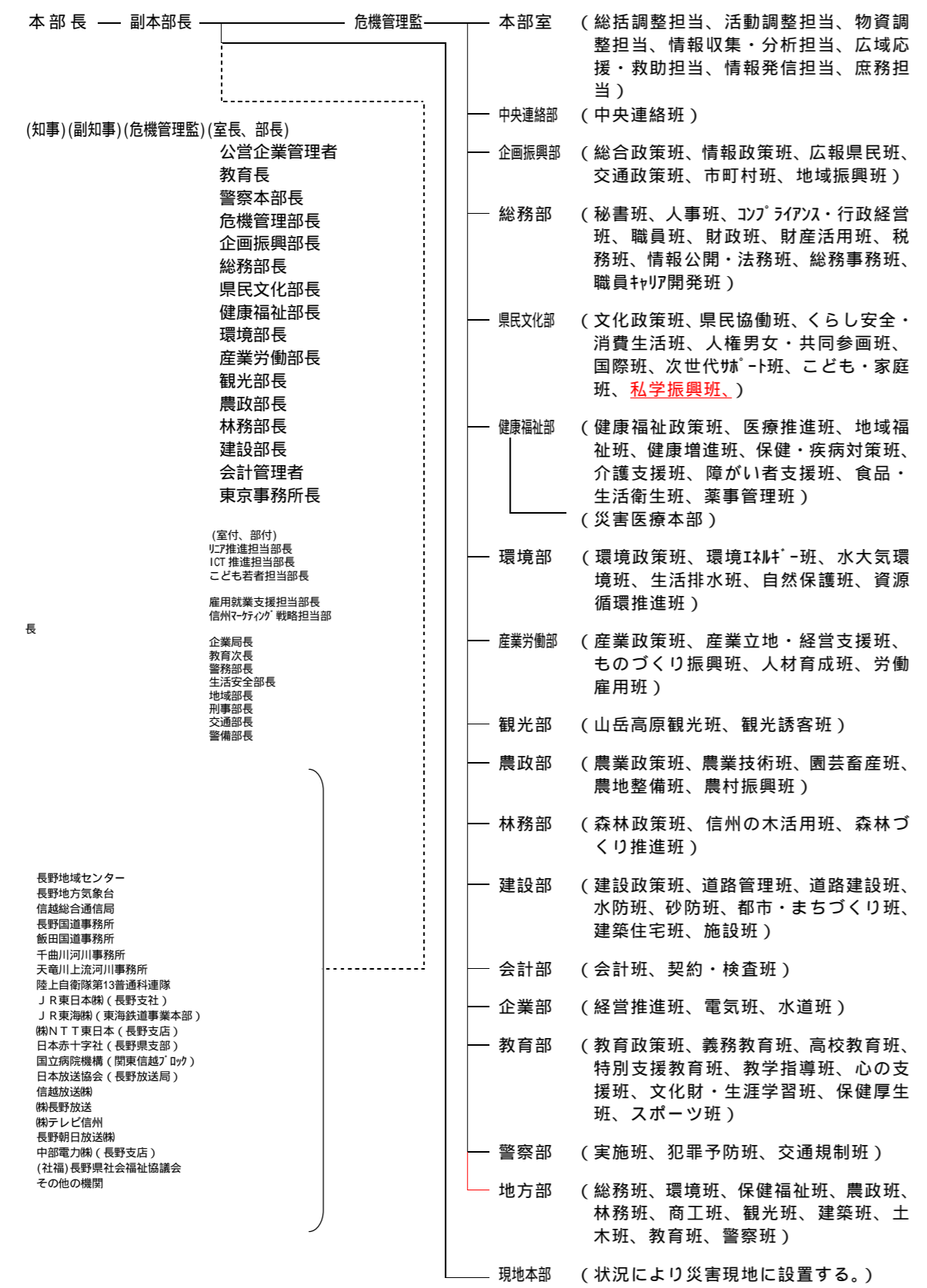
新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(1) 概況速報 様式1号 <u>(長野県防災情報システムによる同等内容の報告含む)</u> (消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))</p>  <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号 <u>又は消防庁第4号様式(その2)(表21の3)</u> 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況報告 様式2-1号 <u>又は長野県防災情報システムにより報告</u></p>  <p>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡するものとする。</p>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))</p>  <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況報告 様式2-1号</p>  <p>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡するものとする。</p>	<p>長野県防災情報システムによる一元的な情報集約を促進するため、記載を変更</p> <p>長野県防災情報システムによる一元的な情報集約を促進するため、記載を変更 組織改正に伴う修正</p>



組織改正に伴う修正
以下同じ

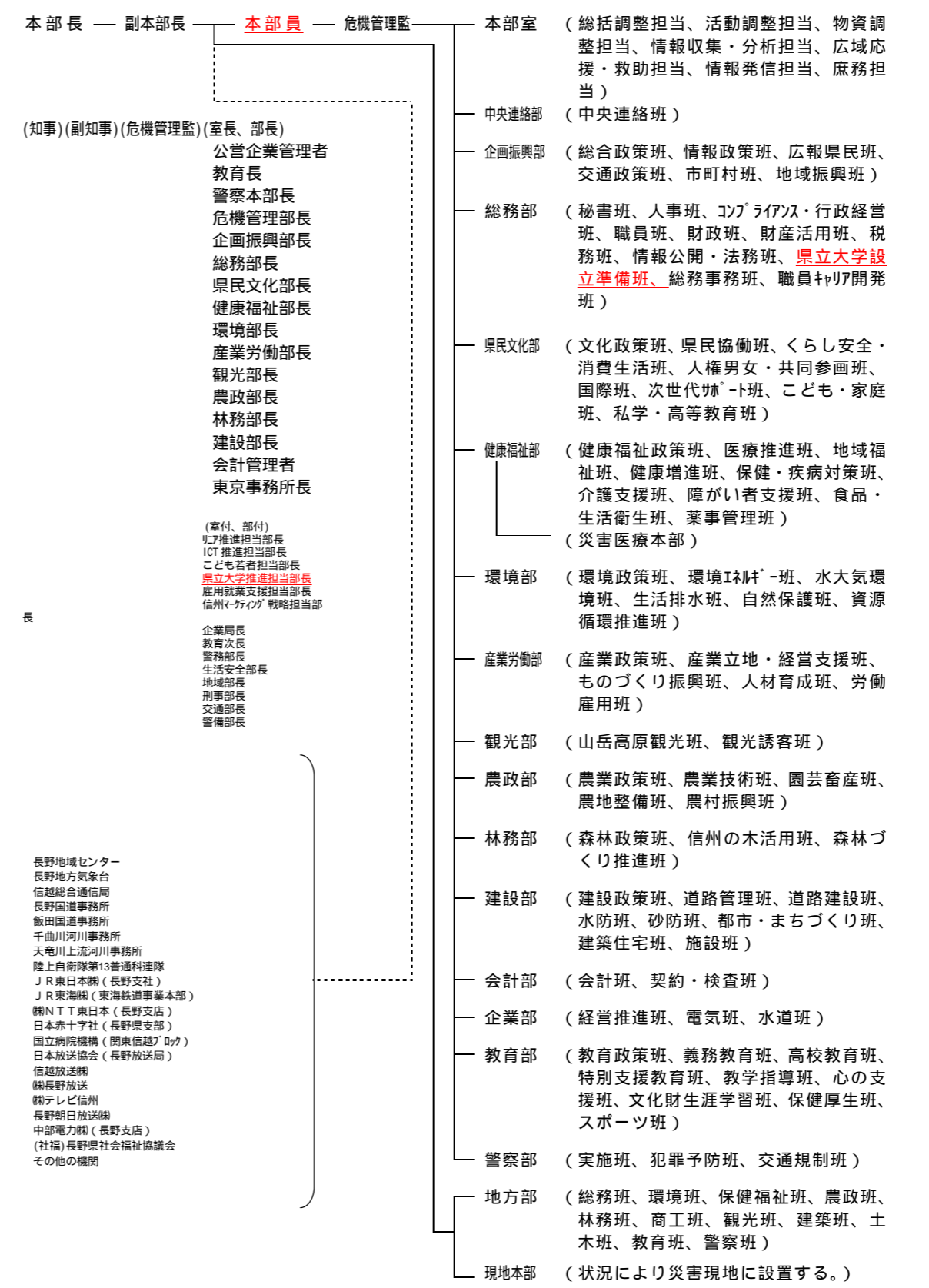
新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(5) 現地機関の体制</p> <p>イ 災害対策本部地方部</p> <p><u>(ウ) 長野県防災情報システムによる災害情報の収集・連絡活動に必要な通信機器等について、あらかじめ整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(5) 現地機関の体制</p> <p>イ 災害対策本部地方部</p> <p><u>- (新設) -</u></p>	<p>誤記</p> <p>長野県防災情報システムによる災害情報の収集・連絡を円滑に行うため、地方部の体制についての記載を追加</p>

【参考】 長野県災害対策本部組織編成図



長野県災害対策本部組織及び事務分掌

【参考】 長野県災害対策本部組織編成図



長野県災害対策本部組織及び事務分掌

組織改正

組織改正

組織改正による修正

室・部 (室長・部長等)	班・担当 (班 長、リーダー)	分掌事務	室・部 (室長・部長等)	班・担当 (班 長、リーダー)	分掌事務	組織改正による修正 組織改正による修正 国の活動要領策定に伴 い追記
総務部 部長 総務部長	-(削除)-		総務部 部長 総務部長 部付「県立大学推進 担当部長」	県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課 長)	<ul style="list-style-type: none"> — 県短期大学の応急対策等に関すること。 — 部内等の応援に関すること。 	
県民文化部 部長 県民文化部長	私学振興班 (私学振興課長)	私立学校の応急対策等に関すること。 専修学校、各種学校の応急対策等に関すること。 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関すること。 部内等の応援に関すること。	県民文化部 部長 県民文化部長	私学・高等教育班 (私学・高等教育課 長)	私立学校の応急対策等に関すること。 専修学校、各種学校の応急対策等に関すること。 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関すること。 部内等の応援に関すること。	
健康福祉部 部長 健康福祉部長	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	部内の全体調整及び進行管理に関すること。 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関すること。 — 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に関する こと。	健康福祉部 部長 健康福祉部長	-(新設)-	部内の全体調整及び進行管理に関すること。 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関すること。 — -(新設)-	

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、<u>国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整を実施するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会 47都道府県 ○ 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県 ○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市 ○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県 	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会 47都道府県 ○ 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県 ○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市 ○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県 	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p><u>なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) <u>大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）</u>の設置及び運営を行う。</p> <p>(コ) 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、<u>「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、</u>長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。</p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>-(新設)-</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) <u>長野県災害医療本部</u>の設置及び運営を行う。</p> <p>(コ) 市町村からの医薬品等供給要請に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>平成30年3月締結の長野県医薬品卸協同組合及び野県医療機器販売業協会との協定に基づく記載に修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ)市町村からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野運輸支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ)市町村からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野陸運支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。</p>	<p>誤記</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 市町村は避難者のために<u>指定避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1" data-bbox="359 491 1264 615"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指定避難所</u>の開設 受入れ</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ</u>避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の<u>指定避難所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は収容を必要とする被災者の救出のために<u>指定避難所</u>を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ<u>指定避難所</u>に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）</p> <p>a 市町村からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんに努めるものとする。</p> <p>(イ) <u>指定避難所</u>の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>(ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び<u>指定避難所</u>、応急仮設住宅等への収容が必要で</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	<u>指定避難所</u> の開設 受入れ	市町村長			<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 市町村は避難者のために<u>避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1" data-bbox="1561 491 2466 615"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所</u>の開設 受入れ</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ</u>避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の<u>避難所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は収容を必要とする被災者の救出のために<u>避難所</u>を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ<u>避難所</u>に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）</p> <p>a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんに努めるものとする。</p> <p>(イ) <u>避難所</u>の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>(ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び<u>避難所</u>、応急仮設住宅等への収容が必要である</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	<u>避難所</u> の開設 受入れ	市町村長			<p>国の防災基本計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害															
<u>指定避難所</u> の開設 受入れ	市町村長																	
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害															
<u>避難所</u> の開設 受入れ	市町村長																	

<p>あると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）</p> <p>(工) 県立学校における対策（教育委員会）</p> <p>a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。</p> <p>c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設するものとする。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>(エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	<p>と判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）</p> <p>(工) 県立学校における対策（教育委員会）</p> <p>a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。</p> <p>c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>(オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>(エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>(オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	
---	---	--

<p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の</p>	<p>(ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p> <p>(シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶</p>	
--	--	--

<p>途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(ソ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>-(削除)-</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>指定避難所</u>の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p><u>指定避難所</u>の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(工) 避難者を受け入れる市町村は、<u>指定避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(工) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。</p> <p><u>また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様である</p>	<p>による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に<u>避難所</u>を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(ソ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>避難所</u>の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p><u>避難所</u>の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(工) 避難者を受け入れる市町村は、<u>避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(工) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、</p>	
--	---	--

ことにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、**指定避難所**にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、**指定避難所**にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、**避難所**にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p>第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)</p> <p>(イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、<u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>を設置するものとする。</p>	<p>第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)</p> <p>(イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、<u>特設公衆電話</u>を設置するものとする。</p>	<p>従来の名称はわかりにくいことから、H29より名称変更がされた。</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</p> <p>(エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。</p> <p>c 提供食品(救護食品を含む)の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。</p> <p>d 必要に応じ提供食品(救護食品を含む)の検査を行い、不良食品の排除に努める。</p> <p>e 災害発生の季節・気象状況に応じた食品衛生指導を行う。</p> <p>f 被害を受けた食品等の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。</p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</p> <p>(エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。</p> <p>c 給与食品(救護食品を含む)の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。</p> <p>d 必要に応じ給与食品(救護食品を含む)の検査を行い、不良食品の排除に努める。</p> <p>e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。</p> <p>f 被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。</p>	<p>言い回しの修正。 (以下同じ)</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、<u>(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部</u>との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。(危機管理部)</p>	<p>第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、<u>長野県建設機械リース業協会</u>との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。(危機管理部)</p>	<p>締結者名の変更</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第21節 危険物施設等応急活動 第3 活動の内容</p> <p>8 石綿使用建築物等応急対策 (2) 実施計画 【県が実施する対策】</p> <p><u>ア 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。(地域振興局)</u></p> <p><u>イ 被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び期間について、水大気環境課と協議する。(地域振興局)</u></p> <p><u>ウ 調査を担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。(地域振興局)</u></p> <p><u>エ 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。(環境部)</u></p> <p><u>オ 派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。(地域振興局)</u></p> <p><u>カ 調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。(地域振興局)</u></p> <p><u>キ 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市町村との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。(地域振興局)</u></p> <p><u>ク 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。(環境部)</u></p> <p><u>ケ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。(環境部)</u></p> <p><u>コ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。(環境部)</u></p>	<p>第21節 危険物施設等応急活動 第3 活動の内容</p> <p>8 石綿使用建築物等応急対策 (2) 実施計画 【県が実施する対策】</p> <p>- (新設) -</p> <p><u>ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。</u></p> <p><u>イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。</u></p> <p><u>ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。</u></p>	<p>「災害時における被災建築物のアスベスト調査実施マニュアル」(作成中)に合わせ修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2 2節 電気施設応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める<u>とともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 二次災害防止<u>及び節電</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。</p> <p><u>また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部・環境部)</p> <p><u>(ウ) 電力会社からの報告により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、市町村、電力会社と協力して節電の呼びかけを行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>県及び</u>電力会社からの要請に基づき、市町村の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(電力会社)</p> <p><u>(ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市町村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。</u></p>	<p>第2 2節 電気施設応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>県及び</u>電力会社からの要請に基づき、市町村の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(電力会社)</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>北海道胆振東部地震の課題を踏まえての修正(以下同じ)</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 応急対策の実施 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。</p>	<p>第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 応急対策の実施 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。</p>	<p>維持修繕以外に調査等の支援が必要となるため。(当所では調査についても協定済み)</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>通信サービス確保の基本方針</p> <p>イ 避難所等に<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置等を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策】</p> <p>イ <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所等に<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置に努めるものとする。</p>	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>通信サービス確保の基本方針</p> <p>イ 避難所等に<u>特設公衆電話</u>の設置等を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策】</p> <p>イ <u>特設公衆電話</u>の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所等に<u>特設公衆電話</u>の設置に努めるものとする。</p>	<p>名称が分かりにくいことから、H29年より名称を変更</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、<u>放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から</u>、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における<u>家庭動物の適正飼養</u>。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、飼い主がペットと同行避難する<u>ための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う</u>。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(オ) 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、<u>(一社)長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める</u>。(健康福祉部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) ペットとの同行避難の<u>状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする</u>。</p>	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物<u>について</u>保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所における<u>ペットの適正な飼育を行う</u>。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、飼い主がペットと同行避難する<u>ことを想定し、適正な飼育環境を確保する</u>。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(オ) 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置する。(健康福祉部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) ペットとの同行避難<u>について</u>適切な体制整備に努めるものとするものとする。</p>	<p>観点の追記、言い回しの整理(以下同じ)</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、<u>NPO、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)等と連携</u>し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、<u>NPO、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)と連携</u>し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p>	<p>第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)</p> <p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第4.1節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(3)【市町村が実施する対策】</p> <p>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、<u>非常用電源の供給</u>を行なうものとする。</p> <p>(4)【関係機関が実施する対策】</p> <p>駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、<u>非常用電源の供給</u>を行うものとする。</p>	<p>第4.1節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(3)【市町村が実施する対策】</p> <p>観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。</p> <p>(4)【関係機関が実施する対策】</p> <p>駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。</p>	<p>胆振東部地震の課題を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 2 防災まちづくり (2) 実施計画 ア【県及び市町村が実施する計画】 (ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。 d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）<u>災害廃棄物及び堆積土砂</u>の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行うものとする。</p>	<p>第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 2 防災まちづくり (2) 実施計画 ア【県及び市町村が実施する計画】 (ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。 d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）<u>及び</u>災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第1 基本方針 被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第2 主な活動 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。 2 事業再開に対する相談体制を整備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災農林漁業者等に対する支援</p> <p>(1) 基本方針 <u>農林漁業関係施設などの早期復旧により、被災農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(農政部、林務部) <u>(ア) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。</u> a <u>天災資金</u> b <u>日本政策金融公庫資金</u> c <u>農業災害資金</u></p> <p><u>(イ) 市町村、日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被災農業者への周知徹底。</u></p>	<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第1 基本方針 被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第2 主な活動 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。 2 事業再開に対する相談体制を整備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災農林漁業者等に対する支援</p> <p>(1) 基本方針 <u>被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(農政部、林務部) <u>(ア) 天災資金</u> <u>「天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって損失を受けた被災農林漁業者等に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。</u> a <u>被災農林漁業者の経営安定に必要な資金</u> b <u>被災農林漁業組合等の事業運営資金</u></p> <p><u>(イ) 日本政策金融公庫資金</u> <u>「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。</u> a <u>農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金</u> b <u>被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金</u> c <u>復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金</u> d <u>被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金</u> e <u>共同利用施設の災害復旧に必要な資金</u></p>	<p>記載方法を、整理 なお、具体的な実施内容 については変更なし</p>

<p><u>(ウ) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。</u></p> <p>(エ) 削除</p>	<p><u>(ウ) 農業災害資金</u> <u>「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。</u></p> <p>(エ) 農業災害補償 「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。</p>	
---	---	--